

会 議 記 録			
会 議 の 名 称	決算特別委員会 環境厚生分科会	会議場所 第1委員会室	
		担当職員 八木	
日 時	平成23年9月26日(月曜日)	開 議	午前 10 時 00 分
		閉 議	午後 3 時 10 分
出席委員	◎吉田 ○苗村 山本 酒井 竹田 眞継 中澤 立花 明田		
理事者 出席者	武田健康福祉部長 門健康福祉部理事 小川こども福祉課長 河原こども福祉課副課長 加賀山社会福祉課長 佐々木地域福祉係長 吉田障害福祉課長 中村障害福祉課参事 栗林高齢福祉課長 俣野健康増進課長 大矢健康増進課副課長		
傍聴者	市民 一名	報道関係者 一名	議員 一名()

会 議 の 概 要

1 開議

2 議案審査

[理事者入室] 健康福祉部

[事務事業評価] 説明～質疑

(5) 社会福祉協議会経費

<社会福祉課長>

資料に基づき説明

～10:04

[質疑]

<山本委員>

健康福祉部の委託により社会福祉協議会が行う事業とは。

<社会福祉課長>

エイジレスセンター管理事業、ふれあいプラザ管理事業、子育て支援センター事業、ファミリーサポートセンター事業、子育て支援生活運営事業(緊急雇用対策)、福祉コミュニティ推進事業、障害者生活支援センター事業、高齢者いきがい活動支援事業、健康予防教室事業。

<苗村副委員長>

事業内容の詳細は。

<吉田委員長>

本経費は人件費補助のみであるが、本経費が充てられる職員が行う社協の事業内容の説明が、事務事業評価の資料として必要である。

<健康福祉部長>

事務事業評価対象として社会福祉協議会への人件費補助経費である本経費のみを選定されたことから対応する説明資料を準備した。説明し補足とする。

1 エイジレスセンター管理業務、ガレリア西奥のオープンスペース管理に係るもの。決算額1,028万8千円。

- 2 ふれあいプラザに係る指定管理、H 2 2 が 2 年目。決算額 1, 2 1 5 万円。
- 3 子育て支援センター事業、広いスペースでこどもが自由に遊べる広場事業及び保育士、民生委員の協力得て保育園、幼稚園が設置されていない地域に出向き行う出前事業、決算額 1 5 7 万 8 千円。
- 4 ファミリーサポートセンター事業、まかせて会員とお願い会員のマッチング事業、決算額 9 2 万 3 千円。
- 5 子育て支援活動運営業務、緊急雇用対策としての一時的な事業、子育て支援センターサポーターとして雇用。
- 6 福祉コミュニティ推進業務、地区社協立ち上げに係るコーディネーターの経費、地区社協運営への補助、市民福祉の集い等。決算額 5 9 2 万円。
- 7 障害者生活支援センター業務、障害者の相談業務だが、専門的な相談の需要が高まり社協での対応が困難になってきたことから H 2 2 で終了、H 2 3 からは社会福祉法人亀岡福祉会（おむすび）へ委託、決算額 1, 3 0 7 万 2 千円。
- 8 老人生きがい活動支援通所事業、曾我部町及び畑野町で行う週一回の通所支援事業、決算額 1 0 2 万 4, 2 0 0 円。
- 9 介護予防教室「来人（ライト）教室」、決算額 1 1 0 万円。

総額 4, 1 0 0 万円程度の委託事業その他一部事業への人件費補助等である。H 2 2 年度決算額で健康福祉部から社協への補助金・委託料総額約 9, 8 0 0 万円。介護保険事業を含む社協の決算額 2 億 9 千万円の 1 / 3 程度である。

< 苗村副委員長 >

関係資料の提出を求める。

< 立花委員 >

①社協の事業全体が把握できない。民間社会福祉活動及び地域福祉活動の推進が社協の目的でありその役割はますます重要になる。委託事業の市民への効果を把握する為、事業参加者等の状況の説明を。

②本経費のみではなく、社会福祉協議会の事業全体を事務事業評価対象としなければならない。2 億 9 千万円とする社協事業の範囲は。

< 健康福祉部長 >

①月 1 回の「社協だより」を発行し市民へのわかりやすい広報に努めている。社協は民間団体であり行政制度の谷間を埋める存在、今後は地域での子育て、高齢者等への対策が必要であり多くの役割に担っていただいている。

②2 億 9 千万円は社協全体の H 2 2 年度決算額。9, 8 0 0 万円は健康福祉部から補助金・委託金として社協に支出している総額。

< 立花委員 >

社協の決算 2 億 9 千万円の説明及び資料、市支出金が充てられる事業の詳細資料提出を求める。

< 健康福祉部長 >

社会福祉協議会は独立した民間団体でありその決算は市から説明するものではないと考える。また、市委託事業の実績等は主要施策報告書において説明している部分もあり参考とされたい。後日資料を提出する。

< 立花委員 >

2 億 9 千万円は市からの委託金の総額か又は社協全体の決算額か。一般会計からの支出額は。

< 健康福祉部長 >

一般会計から社協に支出される健康福祉部分は9,800万円である。介護保険事業は介護報酬として介護保険事業特別会計から支出される。これら以外の社協事業財源は府社協、共同募金、会費等がある。

<眞継委員>

社会福祉協議会経費には人件費補助分だけではなく、委託事業等を全て含むものと考えていた。次年度以降注意されたい。

<吉田委員長>

社会福祉協議会経費に限らず次年度以降事務事業評価を行う場合は事業効果が明確になるような資料作成を望む。

<健康福祉部長>

事務事業評価項目選定時に関連する事業内容を含めての資料作成が必要との指示をいただきたい。事務事業評価は決算費目ごとに選定されたものと理解して資料を用意した。事前に指示をいただきたい。

<吉田委員長>

事務事業評価項目選定時には決算議案が提案されておらず詳細な事業内容を把握できないまま選定した。選定項目の判断材料である決算議案資料の早期作成、提出が必要。

<山本委員>

社協へ委託している事業の詳細の説明を。

<竹田委員>

人件費補助である社会福祉協議会経費を事務事業評価項目として選定している。関連事業の質疑は必要最低限にとどめるべき。委員長において整理願う。

<吉田委員長>

項目選定時の委員会での整理が不十分であった。選定範囲は次年度の課題とし本項目についての質疑は終了する。

<全員了>

～10:35

(6) シルバー人材経費

<高齢福祉課長>

資料に基づき説明

～10:38

[質疑]

<山本委員>

国・府協会会費とは。

<高齢福祉課長>

国・府単位の上部機関があり、H22年度は府にのみ負担金を支出した。

<苗村副委員長>

センターが請け負う仕事の性質は。

<高齢福祉課長>

臨時的かつ短期的なもの。

<苗村副委員長>

一般的にアルバイト等が行うような内容も含まれるのか。

<高齢福祉課長>

60歳以上で要望があれば該当する。

<苗村副委員長>

スーパーのアルバイト等も例があるのか。

<高齢福祉課長>

会員登録制であり入会時に従事する仕事の希望を聞く。しかし、簡易で短期的な内容なので草引き等に限定される。スーパー等への派遣は行っていない。

<苗村副委員長>

派遣は可能なのか。

<高齢福祉課長>

法的には可能であると理解している。H22受注実績、官公庁10.4%、公社等6.8%、会社組織等38.7%、個人44%。

<苗村副委員長>

学校用務員については。派遣年数は。

<高齢福祉課長>

実例はある。複数年。

<苗村副委員長>

学校用務員をセンターから派遣することに問題は無いのか。

<吉田委員長>

学校側の課題であると考えてるが。

<健康福祉部長>

シルバー人材センター事業は人材派遣法に基づくものではなく高年齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づくもの。所謂派遣ではない。

<真継委員>

①センターが保有する特定資産とは。

②自立に向け市からの補助割合を減らす方向なのか。

③市職員の出向等の人的支援は行っているのか。

<高齢福祉課長>

①減価償却引当資産430万円、配当金支払準備資金積立900万円、20周年事業積立資産510万円。計1,840万円。

②国の行政刷新会議でも議論された。民業との競合部分があること、黒字に転化しつつあること等から事業運営の状況を見ながら補助のあり方を検討する必要がある。しかし、府のように一律に減額する方針ではない。

③出向なし、高齢福祉課長が理事として参画。

<立花委員>

①特定資産の詳細は。補助金の充当のされ方は。事務費として徴収する分は。

②受注状況は。

<高齢福祉課長>

①減価償却引当資産は減価償却費であるので自由に充当する性質のものではない。配当金支払準備資金は年度当初等の回転資金。20周年事業積立資産は今年度実施している20周年事業に充てるもの。センターの歳出総額3億2,858万3,047円、うち配当金等その他支払材料費2億9,567万7,310円。差し引き3,838万9千円に対して補助金が充当されている。補助金、国688万6千円、府286万2千円、市（経済部所管20万円含む）402万4千円であり補助金合計1,377万2千円は補助対象金額約3,800万円の41.9%、会費212万1千円（3,500円／年）6.4%、事務費徴収7%分51.7%。

②受注件数が増加すれば受注高が増加し比例して7%分徴収する事務費も増加する。仕事が増えれば内部留保資金も増加する。また、シルバー農園の開設、休日の事務所開設等独自資金の獲得に取り組んでいる。個人からの受注を重視する方針と聞いている。

<立花委員>

個人と企業とで徴収される事務費に差があるのか。受け取る配当金は。

<高齢福祉課長>

差はない。受託事業収益約3億1,600万円、配当金は約2億8,200万円で89.45%が配当金として充てられている。

<竹田委員>

事務費7%は契約額とは別に発注者が負担するものか。

<健康福祉部長>

受注業務内容によって単価が違うため配当に差が生じるが個人、企業で差は無い。昨年度までは会員に支払う賃金に加えて、賃金の7%分を事務費として発注先に求めていた。本年度からは会員についても、受け取った賃金の1%をセンターに支払っていただくことと決定された。

～11:00

(7) 障害者福祉サービス経費

<障害福祉課長>

資料に基づき説明

～11:03

[質疑]

<竹田委員>

訪問系サービス、障害者施策から高齢者施策への移行する年齢の者についてサービス内容が低下する等の実態はあるのか。

<障害福祉課長>

介護保険制度の優先適用が原則だが障害特有のサービスについては別途対応することとなる。しかし、ヘルパーの確保等支援提供体制の整備に苦慮している旨を各事業所から聞いている。

<明田委員>

国、府からの補助の状況は。

<障害福祉課長>

国1/2、府1/4、市1/4。

<吉田委員長>

本市独自の制度拡充等は可能か。

<障害福祉課長>

本経費で行う事業は障害者自立支援法に基づくものであり事業費の増減に関わらず国、府から補助される。

<立花委員>

①利用者の一部負担の状況は。障害年金、療育費等により本サービスを受けながら生活できるのか。

②グループホーム・ケアホーム等の整備を含め障害者が自立して地域で生活していくために必要な条件とは。

<障害福祉課長>

①H18障害者自立支援法施行時に応益負担を原則とした利用料制度が憲法に保障される生存権を侵害するとして違憲訴訟が行われた。訴訟の経過から現在は実質的に応能負担として制度運営されている。合算で上限額を設定する等、利用者負担を減らす方向での制度改正がなされている。

②国はグループホーム等の開設に積極的。しかし、施設の性格上近隣住民の理解が必要な状況もあり、行政として啓発等の支援をしていきたい。

<立花委員>

一部負担があるゆえにサービス利用を躊躇する場合がある。所得算定の範囲は。

<障害福祉課長>

利用者負担は漸進的に低減されているが一定の負担は必要な状況である。生活保護受給者等の低所得者については利用料の負担はない。配偶者等の狭い範囲で所得を算定している。

<眞継委員>

障害福祉サービスの数値目標とは。

<障害福祉課長>

障害者自立支援法において市町村は必要なサービス料を障害者計画として策定しなければならない。亀岡市障害者福祉計画に基づき事業を実施している。

<眞継委員>

数値目標とはサービス利用人数等か。

<障害福祉課長>

サービス提供時間数、定数等である。

<眞継委員>

障害者のニーズや必要サービスを相談支援の中で把握することが先ず行わなければならないことである。

<障害福祉課長>

そうである。

<苗村副委員長>

介護保険を優先的に適用すれば障害者本人の利用料負担の能力により、利用できるサービスが制限されてしまうのではないか。

<障害福祉課長>

相談は受けている。介護保険制度を優先適用する原則は守らなくてはいけませんが、障害者が地域で生活する上で必要となる介護保険制度では提供されないサービスについては別途対応している。

～ 11 : 16

(8) 私立保育園保育委託経費

<こども福祉課長>

資料に基づき説明

～ 11 : 19

[質疑]

<山本委員>

主要施策報告書では保育人員数を延べ人数で説明しているが意図は。

<こども福祉課長>

保育士配置等の資料とするため。今後実数人員数も記載する。

<健康福祉部長>

保育園への入所は月単位で可能。運営委託料も月初の在籍人数により積算すること、また、国への報告も延べ人数により行うことから説明資料を述べ人数で記載した。今後わかりやすい資料とするため実人数による記載も検討する。

<眞継委員>

今後の方向性として、公立保育所と民間保育園との役割補完とは。

<こども福祉課長>

立地条件の差があり入所希望が多い民間施設には定数増を願っている。人権保育、養護保育等は行政が主となり取り組むべきであろう。

<苗村副委員長>

保育内容への保護者の要望等は民間保育園へは直接伝えるしか手段はないのか。民間保育園への市からの指導等は。

<こども福祉課長>

市が相談を受け、当該保育園に情報を提供する場合もある。また、市と民間保育園との懇談会も設けている。

<苗村副委員長>

民間保育園に対する保護者の不満に対応する窓口を設置しているのか。

<こども福祉課長>

こども福祉課保育係で対応している。

<健康福祉部長>

社会福祉法により社会福祉施設には苦情処理委員会を設置することが規定されている。民間保育園については1回／2年、市及び保健所が保育の内容、法人としての運営実態等の現地調査、監査を行っている。保育内容等の要望については民間保育園と直接相談されたい。一部市に対応を求める相談等があり対応している。

<立花委員>

①本経費の財源として、保育料以外に保護者が負担している負担金等が充てられているのか。

②保育士賃金の基準は各園差があるのか。

③送迎バス代、園振興費等の名目で保育料以外の保護者負担の状況は。

<こども福祉課長>

①一時保育、休日保育等の負担金は含まれていない。

②市の委託積算単価は共通であるが、各園の職員への賃金支払額基準は把握していない。

③送迎バス代を協力金として徴収している例がある。

<健康福祉部長>

①国の基準は保育所運営の必要経費のうち4割を保護者負担としている。本市では保護者負担軽減のため4割のうちの20%分を市単独施策として支出している。

国基準の保護者負担4割以外部分を国1／2、府1／4、市1／4で負担する。

②保育園に対する監査により職員人件費資料を提出いただき、著しく高額又は低額の場合指導している。

<立花委員>

①国による積算基準の説明を。

②バス代以外に協力金等はあるのか。

<こども福祉課長>

①単価積算基準は入所人員数等様々に詳細な基準がある。必要ならば個別に説明する。

②バス代以外は承知していない。

<健康福祉部長>

本経費以外に特別保育や運営補助として市が単独に支出している補助金等が3億円程度ある。本経費は基本保育に係る部分のみで、国の基準では保育所運営経費のうち40%を保護者負担(保育料)で、60%を公的負担で賄うものとしているが、本市では保育料の割合を32%としているほか、所得区分の細分化等を行い丁寧な対応となっている。

<山本委員>

広域入所保育委託料とは。

<こども福祉課長>

他自治体への入所及び他自治体からの受け入れである。

<苗村副委員長>

広域入所に係る保育料の設定及び実績は。

<健康福祉部長>

仕事の関係や出産時の里帰り等で制度が利用される。受け入れ側の保育料基準が適用される。

<こども福祉課長>

現在で3名が他自治体で入所している。

～11:44

(9) 予防接種経費

<健康増進課長>

資料に基づき説明

～11:49

[質疑]

<山本委員>

P45、医師報償金の内容は。単価とは。

<健康増進課長>

BCG、ポリオ予防接種を保健センターで実施するための医師への報償金である。

1日あたり28,500円。

<立花委員>

①予防接種委託料の積算根拠は。

②使用しなかったワクチンは廃棄するのか。

<健康増進課長>

①定められた接種単価に人数を乗じたもの。3種混合、麻しん、風しん等8,100万円、インフルエンザ3,100万円、ヒブ、肺炎球菌3,300万円。

②ポリオ、BCGは保健センターで接種することから在庫等を考慮する必要はない。その他の予防接種は各医療機関で行われることから市として把握していない。

～11:56

(10) 保健事業経費

<健康増進課長>
資料に基づき説明

～ 12 : 00

[質疑]

<苗村副委員長>

- ①子宮頸がんワクチン接種事業について、財源の府補助金「子宮頸がん等ワクチン予防接種促進事業費補助金」は予防接種経費でも財源であるが整理は。
- ②がん検診助成制度の内容は。

<健康増進課長>

- ①子宮頸がん等ワクチン補助金であり、予防接種経費ではヒブ、小児肺炎球菌予防接種分、保健事業経費では子宮頸がんワクチン予防接種分である。
- ②検診費用と受診者自己負担との差額を市が助成する。胃がん、肺がん、大腸がん検診は予約により保健センター及び自治会で検診車により実施、乳がん、子宮がん検診は医療機関で行われ市から医療機関に支出。

<苗村副委員長>

検診の自己負担分は。

<健康増進課長>

胃がん、500円。肺がん、200円（結核検診と同時）。大腸がん、200円。子宮頸がん、20歳～40歳の5歳ごとに無料クーポン、それ以外千円。乳がん、40歳～60歳の5歳ごとに無料クーポン、それ以外千円、ただし、40歳代1,700円、50歳代1,500円。

<苗村副委員長>

第4次総合計画におけるがん検診受診率目標は50%。受診率向上の手段としての自己負担分の見直しは。

<健康増進課長>

無料化が受診率向上に劇的な効果を発するわけではないと考えるが、様々に啓発をしていきたい。直ちに自己負担をなくすことは考えていない。

<中澤委員>

がん検診におけるがんの発見率は。

<健康増進課長>

受診により精密検査が必要と判断された者の数は、肺がん検診、受診2,700人の内26人、1%。子宮がん検診61人、1.3%。子宮がん検診134人、6.4%。

<健康福祉部長>

本経費は市が行うがん検診事業のみであるが、総合計画における目標受診率50%は国の目標数値と同じであり、職域での検診等を含む数値である。職域での受診は国レベルでないと把握できない。また、無料クーポン等の事業は受診率向上に効果があったが、経費負担を伴うことから最終的に医療費を負担する本人、保険主である企業等と連携した取り組みが必要と考えている。

[理事者退室]

～ 12 : 15

<休憩 12 : 15～13 : 20>

〔事務事業評価〕 まとめ

＜吉田委員長＞

環境市民部分の事務事業評価について評価理由、意見を再度検討するとともに、健康福祉部所管分についても評価する。

（２）火葬場等経費

＜吉田委員長＞

職員の待遇改善を求めるとしてまとめたが。

＜立花委員＞

現場職員の対応は親切、丁寧であるとの市民の声も聞いている。

＜吉田委員長＞

火葬場職員を正職員にすることを求めているものではない。雇用形態について研究を進められたいとの意味である。

＜中澤委員＞

契約は１年ごとであるが、基本的には継続して雇用されていると思うが。

＜吉田委員長＞

非常勤職員の身分は金融機関でのローン審査等で厳しく審査されてしまうことがあるとのことである。

＜中澤委員＞

待遇の改善とは賃金の上昇を目的としているのか、または、継続雇用とすることを求めているのか。

＜立花委員＞

金融機関でローン審査は継続的な雇用形態か否かが問題となる。

＜中澤委員＞

火葬場職員は１年契約の非常勤であるが、ある程度継続して雇用されているが。

＜明田委員＞

包括的に表現して事務事業評価の意見とされたい。

＜吉田委員長＞

職員の待遇改善と、身分保障の観点を含めた雇用形態の研究を求めることとする。

＜全員了＞

（３）ごみ減量・資源化等推進事業経費

＜吉田委員長＞

市民広報の徹底、ごみの発生抑制及び事業者との連携とまとめたが。

＜立花委員＞

可燃ごみに含まれるプラスチック類が最大の問題である。汚れたプラスチック類は洗わなければ可燃でそのままだと不燃、埋立だが区別が難しく市民に分かりにくい。市民への広報が大切。プラスチック系として分別収集を検討すべき。

＜苗村副委員長＞

集積場での分別項目をさらに拡大するのか。

＜吉田委員長＞

ペットボトル回収拠点の拡大は。

<立花委員>

ペットボトル回収拠点は一定程度整備されている。

<吉田委員長>

集積場での分別項目を増やすのか。

<中澤委員>

集積場でペットボトルを回収するのか。

<立花委員>

ペットボトルではない。可燃ごみにはプラスチック系が多く含まれることからそれらを分別することである。

<吉田委員長>

可燃ごみに含まれるプラスチック系ごみを不燃ごみとして埋立処分すれば最終処分場の延命の点で不利になるのではないかと。他市ではプラスチック系を焼却処分している自治体もあるが。分別の手間、経費、最終処分場の延命の点が課題。他に意見は。

<竹田委員>

プラスチック系を分別するとして、後の処理、利用の検討も必要。総合的な仕組み、システムを整理しなければならないと思うが。

<立花委員>

可燃ごみからプラスチック系を分別する効果は2点。焼却炉の延命化とダイオキシン対策である。プラスチック系を分別すべしとする方向で意見の集約を。具体的手段は別に検討される。ごみ減量に効果がある。

<中澤委員>

分別回収されたプラスチック系ごみはどのように処分されるのか。

<立花委員>

減容化する。発砲スチロール等の例。業者へ引き渡す等である。

<吉田委員長>

分別の細分化に向けた研究を進められたいとしては。

<苗村副委員長>

他市では現にプラスチック系を分別している例がある。分別後の処理は自治体により様々である。分別対象の拡大の1項目としてプラスチック系の検討を。

<吉田委員長>

分別対象を増やすことに意見は。

<中澤委員>

昨年の事務事業評価結果の反映を確認していない。昨年の指摘を引き継ぎ検証してはどうか。

<苗村副委員長>

質疑の中で一定の回答があった。

<酒井委員>

プラスチック系を分別することで、焼却処分するよりも多くの経費を要した事例を聞いた。実施を前提とした検討ではなく、総合的な見地から分別の研究を望む。

<眞継委員>

分別対象を細分化することの困難さも聞き及んだところである。最終処分場の延命とも関係することである。

<吉田委員長>

プラスチック系を分別回収し再資源、再利用することに係るメリット、デメリット

及びコスト等を把握してからでないと安易に分別することはできない。これらの総合的な研究を求める。

<明田委員>

研究を求めることが必要。

<眞継委員>

減容化とは体積を減らすことか。

<立花委員>

ペットボトル等は減容が必要。市でも実施している。ペットボトルはリサイクル率が高い。ペレット化される。ペットボトル以外のプラスチック系もリサイクルできるかは把握していない。分別がリサイクルに繋がるならばそのようにすべし。埋立処分することは想定していない。

<中澤委員>

実施には研究が必要である。

<立花委員>

他自治体ではごみの分別を10～20項目としている例も多くある。検討、研究課題として。焼却炉の延命、ダイオキシン、最終処分場の延命等から分別による減量化を。

<吉田委員長>

分別基準の分かりやすい広報、プラスチック系を分別回収した場合の再利用の研究、事業者との連携拡大による排出抑制の推進の3点を意見とする。

<全員了>

(5) 最終処分場維持管理経費

<吉田委員長>

市民の努力により延命効果があったことを含めて広報としてまとめた。他は。

<苗村副委員長>

延命目標の数値設定。

<吉田委員長>

以上2点を意見とする。

<全員了>

(5) 社会福祉協議会経費

<吉田委員長>

個人総合評価の集計等から分科会評価を「改善」とする。

<全員了>

<竹田委員>

社協独自の人材育成ができていないことが課題。

<眞継委員>

本事業は社協職員の人件費分である。この項目の改善とはどのようなものか。

<竹田委員>

市職員の出向を止めることである。市職員は期間が過ぎれば社協を離れる。社協職員として継続的に仕事ができる人材の確保を。出向職員の効果も理解できるが。

<立花委員>

市民目線での広報ができるような人員の配置改善を。市が補助している人件費に充当される職員が行う社協の事業内容が市民にわかるような広報を。

<吉田委員長>

社協の事業の広報か。

<立花委員>

事務だけが人件費ではない。事業を担当する分の広報を。

<吉田委員長>

本経費は人件費に係る補助であるが、本項目を事務事業評価の対象とした理由は社協全体の事業を把握する目的が大きい。評価結果としてはある程度幅を持たせる。

<苗村副委員長>

社協の事業全体に関わる内容である。事業内容の評価をしなければならなかった。事業内容を含めて改善と評価した。

<立花委員>

本経費に市から補助する人件費全てが含まれているわけではない。

<吉田委員長>

評価項目としての選定に際し整理が不十分であった。次年度の課題としたい。今回は幅を持たせて評価していきたい。

<中澤委員>

市民の目に見える活動を求める。

<吉田委員長>

その表現ならば社協が全く広報していないようになる。表現を適切にしたい。

<竹田委員>

事務事業評価は社協全体の活動の評価するものではない。本分科会としては選定した人件費補助である本経費について評価しなければならない。整理を。

<吉田委員長>

本経費を中心とするが多少の幅を持たせて評価する。社協職員としての人材育成と市民への広報の2点を意見とする。

<全員了>

(6) シルバー人材経費

<吉田委員長>

自立を目的に、財政的な支援に偏ることなく、事業拡大及び収益向上の手法の指導等に注力すべしと考え改善と評価した。

<眞継委員>

継続と評価した。補助金の削減を含め自立化に向けた方針が明確である。

<中澤委員>

自立を促すため、補助金の段階的な削減も考えられる。縮小では。

<立花委員>

改善である。設立当初から比較すると、公益法人化していることなど、自立が進んでいる。今後は事業種類を分かりやすくし、定年した者の能力が活かせる方法を考えるべきである。高齢化社会の展望を踏まえ役割は重要。業種を増やすことを視野に入れた取り組みを。

<吉田委員長>

シルバー自体の運営方針と事務事業評価対象である本経費とは整理して考えるべ

き。自立を促す運営補助に変換していくなれば評価は改善であり、単に補助額を削減するだけならば評価は縮小である。

<中澤委員>

自立に向けての段階的な補助金の削減が必要。

<吉田委員長>

改善とする評価が多い。分科会評価を「改善」とする。

<全員了>

<吉田委員長>

自立を促進する視点から、資金面の補助だけでなく事業手法の指導などに取組まれたいことを意見とする。

<全員了>

(7) 障害者福祉サービス経費

<吉田委員長>

個人総合評価の集計等から分科会評価を「継続」とする。

<全員了>

<立花委員>

障害者自立支援法の枠組みの中で行われている事業であるが、利用者の一部負担金について負担を減らす方法を検討されたい。

<吉田委員長>

法制度なので市で裁量できない部分があるのではないか。一部負担軽減の研究としては。

<立花委員>

一部負担金を市が独自に減額することは法の枠組みの中では困難であると考え。本事業とは別に交通費支給等の施策などが考えられる。一般施策として研究されたい。

<明田委員>

法律に基づく本事業の運営は市では裁量できないことは前提として、障害者が少しでも利用しやすい状況となるように補完的な他の施策を検討されたい。

<吉田委員長>

利用しやすい状況となるよう一般施策の充実を求めることを意見とする。

<全員了>

(8) 私立保育園保育委託経費

<吉田委員長>

個人総合評価の集計等から分科会評価を「継続」とする。

<全員了>

<苗村副委員長>

国の基準を補完し保護者の保育料を軽減するために市が8%分独自に負担している点は評価できる。

<中澤委員>

公立と私立の立地条件の差、施設整備に係る国の補助の方針等を鑑み公立保育所の整理と私立保育園の充実の流れがある。将来的には決断が必要ではないか。

<吉田委員長>

公から民への流れが全面的に正しいとは思わないが、国が定める施設修繕等の経費補助のあり方等を考えると公立、私立の役割分担も必要。

<立花委員>

公立、私立は公的保育という点では同等である。しかし、私立において徴収される保育料以外の負担はバス代のみではない。協力金等の名目で保護者から徴収される費用等は明確にするよう調査し、指導すべき。

<吉田委員長>

保育料負担軽減のための市の８％独自負担を評価すること、及び協力金等の名目で保護者から徴収される費用は、公的保育の面から各園の統一性を重視すべきことを意見とする。

<全員了>

(9) 予防接種経費

<立花委員>

他自治体では対象者に個別に通知している例があり、接種率向上に効果がある。改善と評価した。

<苗村副委員長>

法定分は問診表等が個別に送付されているはずだが。具体的にはどれか。任意の予防接種分か。

<立花委員>

任意の分ではない。ポリオは通知されていないのではないか。

<酒井委員>

予防接種法に基づくものの内一部は一括して問診表が送付される。数年前はワクチンごとに通知されていた。

<立花委員>

予防接種法に基づくもの全てが通知されているのか。

<酒井委員>

麻しん風しん混合ワクチンは通知されていないと思う

<吉田委員長>

分科会評価は「継続」とする。接種時期を丁寧に通知することを意見とする。

<全員了>

<苗村副委員長>

任意の予防接種率は３０％台。広報の充実を。

<吉田委員長>

任意の予防接種の広報充実も意見とする。

<全員了>

(10) 保健事業経費

<山本委員>

拡充。必要経費のみを評価の対象とすることはできず、各種がん検診受診の啓発に努め、市民の健康意識を高めることが必要。

<苗村副委員長>

総合計画での目標受診率50%であるが現在のままでは達成できないであろう。費用面から、受診者の自己負担軽減と周知広報の充実を含め総合的な対策を求めて拡充と評価。

<竹田委員>

受診率向上を目的に検診時間の設定、広報の方法を充実されたい。

<山本委員>

他市では休日に検診を実施している例がある。

<中澤委員>

現在の事業内容でもかなり充実していると考える。継続。

<明田委員>

現在の充実した取り組みをさらに進められたい。継続。

<吉田委員長>

事業の効果を評価する上で検診により疾病が発見され早期治療に繋がることが重要である。単なる受診率の向上ではなく、検診による健康効果に重点をおいた広報が必要。改善。

<立花委員>

検診に有意な効果はないと意見する医師もあるが、精密検査によって異常なしと判定されることにも効果がある。市民への広報を。改善。

<眞継委員>

総合計画における目標50%について、職域分が含まれる為に市全体の受診率が把握できないのであれば目標設定自体に誤りがある。また、検診には動機付けが必要。改善。

<明田委員>

検診受診率目標は国においても50%である。

<吉田委員長>

市では総合計画の目標受診率50%の達成が把握できないのであれば目標設定の意味がない。市独自で判断できる目標の設定が必要と考えるが。

<苗村副委員長>

把握できない目標には疑問がある。受診率向上が長期的には医療費削減の効果を生むであろう。目標設定の方法は別として受診率は向上させるべき。

<吉田委員長>

改善とする意見が多いことから分科会評価を「改善」とする。がん検診受診率50%の目標について達成が把握できる数値として設定し直すこと、及び健康上の効果など受診する動機付けとなるような市民広報を求めることを意見とする。

<全員了>

～14：50

<休憩 14：50～15：00>

3 討論～採決

[討論]

<立花委員>

第11号議案、反対。くらしの資金通年化の未実施、生活困窮者の助けとなる制度のあり方を。

第12号議案、資格証、短期証などの滞納者への制裁措置について、医療を受ける権利の保障として検討されるべき。一般会計から繰入が行われているが、国保料については全国平均と比し、更なる値下げが可能。

第18号議案、制度そのものに反対。高齢者医療制度として課題がある。

[採決]

第11号議案	挙手	多数	可決（反対：苗村、立花）
第12号議案	挙手	多数	可決（反対：苗村、立花）
第14号議案	挙手	全員	可決
第15号議案	挙手	全員	可決
第17号議案	挙手	全員	可決
第18号議案	挙手	多数	可決（反対：苗村、立花）
第22号議案	挙手	全員	可決

<吉田委員長>

全体会での委員長報告は後ほど報告する。指摘要望事項はなし。

<全員了>

散会 ～15：10